説明会資料

（20210322 版）

団生抜本改正に伴う福島県本部募集メニュー（組織討議案）に係る

総支部毎説明会

資　料

≪ 説明会の開催日と会場 ≫

No.	月日（曜）	開　始	総支部	会　場	摘要
1	3 月 25 日（木）	18:30～	県　北	福島市「県青少年会館」（第 5 研修室）	
2	3 月　9 日（火）	18:30～	県　南	白河市「サンフレッシュ白河」（会議研修室）	
3	3 月 22 日（月）	18:30～	会　津	会津若松市「北会津公民館」（2 階大ホール）	
4	3 月　7 日（日）	15:00～	浜	いわき市「いわき市文化センター」	
5	3 月 27 日（土）	10:00～	県　職	福島市「県職員会館・２階会議室」	

自治労福島県本部・自治労福島県本部共済推進委員会

Ⅰ　説明会次第

≪図表１≫

No.	時間	内　容	担　当	摘要
1	01 分	開　会	県本部②（司会進行）	
2	04 分	挨　拶	県本部①	
3	40 分	「組織討議案」等の説明	県支部	
4	10 分	意見交換	県本部・県支部	
5	04 分	まとめ	県本部①	
6	01 分	閉　会	県本部②	
計	60 分			

※意見交換を「10 分」としていますが、状況に応じ延長する場合があります。

Ⅱ　県本部・県支部担当割振り

≪図表２≫

No.	月日（曜）	開　始	総支部	県本部①	県本部②	県支部
1	3 月 25 日（木）	18:30～	県　北	澤田書記長	飯塚組織部長	坂内事務局長
2	3 月　9 日（火）	18:30～	県　南	〃	〃	〃
3	3 月 22 日（月）	18:30～	会　津	〃	〃	〃
4	3 月　7 日（日）	15:00～	浜	〃	〃	〃
5	3 月 27 日（土）	10:00～	県　職	〃	〃	〃

Ⅲ　県本部募集メニュー「組織討議案」の説明

１．説明で使用する資料　≪図表３≫

No.	区分	名　称	呼　称
1	本冊	総支部毎説明会資料	説明会資料
2	別冊	団生抜本改正に伴う福島県本部募集メニュー（組織討議案）	組織討議案
3	別紙	「機関紙じちろう」組織討議・制度骨格案特集号	機関紙
4	別冊	新メニュー掛金表 ①組合員本人（18～60 歳）1 年目～4 年目 ②配偶者（18～60 歳）　③組合員本人（61～65 歳） ④配偶者（61～65 歳）　⑤子ども	掛金一覧

２．「組織討議案」の説明

※別冊「組織討議案」による説明

３．関連事項の説明

（１）準通常就業者・非通常就業者の加入制限

① 新規加入者

生命保障Ｆ型（600 万）・医療保障 23 コース（3,000 円）

② 既加入者≪図表　４≫

No.	現行加入制度	新制度（加入上限）	摘要
1	Ｄ型（600 万・3,000 円）	生命保障Ｆ型（600 万）・医療保障 23 コース（3,000 円）	
2	Ｆ型（800 万・4,000 円）	生命保障Ｈ型（800 万円）・医療保障 24 コース（4,000 円）	
3	Ｈ型（1,000 万・5,000 円）	生命保障Ｊ型（1,000 万円）・医療保障 25 コース（5,000 円）	
4	Ｊ型（1,500 万・6,000 円）	生命保障Ｋ型（1,500 万円）・医療保障 26 コース（6,000 円）	
5	Ｋ型（2,000 万・7,000 円）	生命保障Ｌ型（2,000 万円）・医療保障 27 コース（7,000 円）	
6	Ｌ型（2,500 万・8,000 円）	生命保障Ｍ型（2,500 万円）・医療保障 28 コース（8,000 円）	
7	Ｍ型（3,000 万・10,000 円）	生命保障Ｎ型（3,000 万円）・医療保障 30 コース（10,000 円）	

既加入者で「型上げ（保障額の増）」ができるのは、通常就業者のみとなります。ただし、配偶者については、現行「ウ型 300 万円」に加入している場合、新制度では「Ｄ型 400 万円」からとなるので、実質「型上げ」となります。

（２）年齢ごとの経過掛金

制度改正による掛金の急激な増減をゆるやかにするために、経過掛金が設定されていますが、全加入者が 4 年目に本来の掛金（本則掛金）となるように設定されています。経過期間中に年齢区分（年齢群団）をまたぐ組合員の経過掛金がどうなるのか、以下に例示します。なお、この場合の「年齢」は、発効日（10 月 1 日）現在の満年齢となります。

① 改正初年度 34 歳の方≪図表　５≫

年数	年齢	適用掛金	摘要
1 年目	34	年齢区分「18-35 歳」の 1 年目掛金	
2 年目	35	年齢区分「18-35 歳」の 2 年目掛金	
3 年目	36	年齢区分「36-40 歳」の 3 年目掛金	
4 年目	37	年齢区分「36-40 歳」の 4 年目掛金（本則掛金）	

② 改正初年度 38 歳の方≪図表　6 ≫

年数	年齢	適用掛金	摘要
1 年目	38	年齢区分「36-40 歳」の 1 年目掛金	
2 年目	39	年齢区分「36-40 歳」の 2 年目掛金	
3 年目	40	年齢区分「36-40 歳」の 3 年目掛金	
4 年目	41	年齢区分「41-45 歳」の 4 年目掛金（本則掛金）	

③ 改正初年度 50 歳の方≪図表　7 ≫

年数	年齢	適用掛金	摘要
1 年目	50	年齢区分「46-50 歳」の 1 年目掛金	
2 年目	51	年齢区分「51-55 歳」の 2 年目掛金	がんＣ選択不可
3 年目	52	年齢区分「51-55 歳」の 3 年目掛金	がんＣ選択不可
4 年目	53	年齢区分「51-55 歳」の 4 年目掛金（本則掛金）	がんＣ選択不可

※51 歳以上の方は「がんＣ」を選択できますが、「改正初年度 1 回限り選択可能」となっており、この場合 51 歳は「改正 2 年目」となることから「がんＣ」を選択することはできません。

④ 改正初年度 55 歳の方≪図表　8 ≫

年数	年齢	適用掛金	摘要
1 年目	55	年齢区分「51-55 歳」の 1 年目掛金	がんＣ選択可
2 年目	56	年齢区分「56-60 歳」の 2 年目掛金	高年層型選択可
3 年目	57	年齢区分「56-60 歳」の 3 年目掛金	高年層型選択可
4 年目	58	年齢区分「56-60 歳」の 4 年目掛金（本則掛金）	高年層型選択可

※1 年目に「がんＣ」を選択していれば、4 年間「がんＣ」を継続できます。2 年目以降に、新たに「がんＣ」を選択することはできません。高年層型も本人選択となります。

（3）組合員への説明手順（案）

新制度による県本部の共済推進方針は、自治労本部の共済推進方針を基に今後作成を開始し、組織討議を経て、本年 10 月の県本部定期大会にて決定する予定です。来年 6 月からの新制度による継続募集にあたっては、次のような考え方で既契約者への説明を行うべきと考えます。

① 50 歳までの掛金の下がる組合員 ≪図表　9 ≫

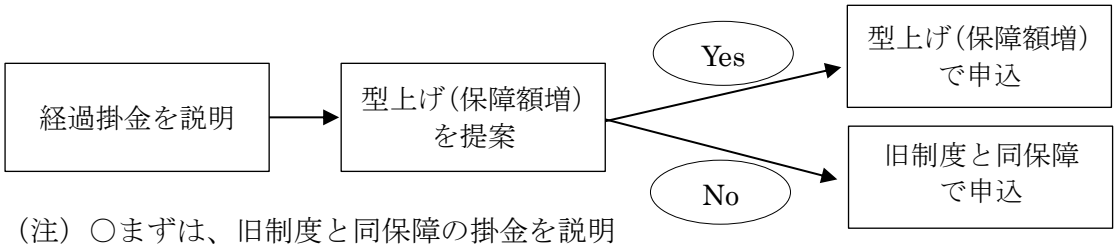

（注）○まずは、旧制度と同保障の掛金を説明

② 51 歳～55 歳の掛金が上がる組合員 ≪図表 １０≫

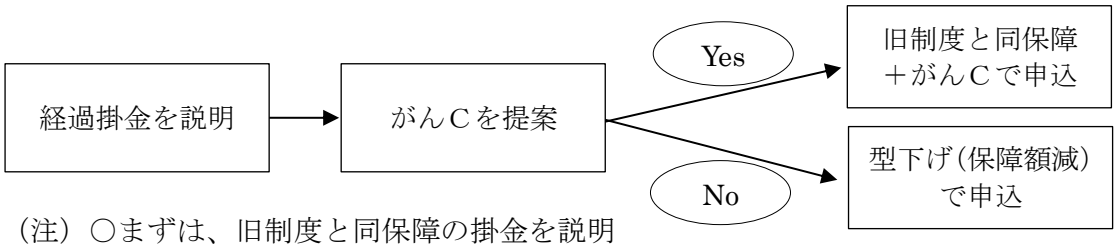

（注）○まずは、旧制度と同保障の掛金を説明
○がんＣは既加入者が改正初年度のみ選択可能

③ 56 歳～60 歳の掛金が上がる組合員 ≪図表 １１≫

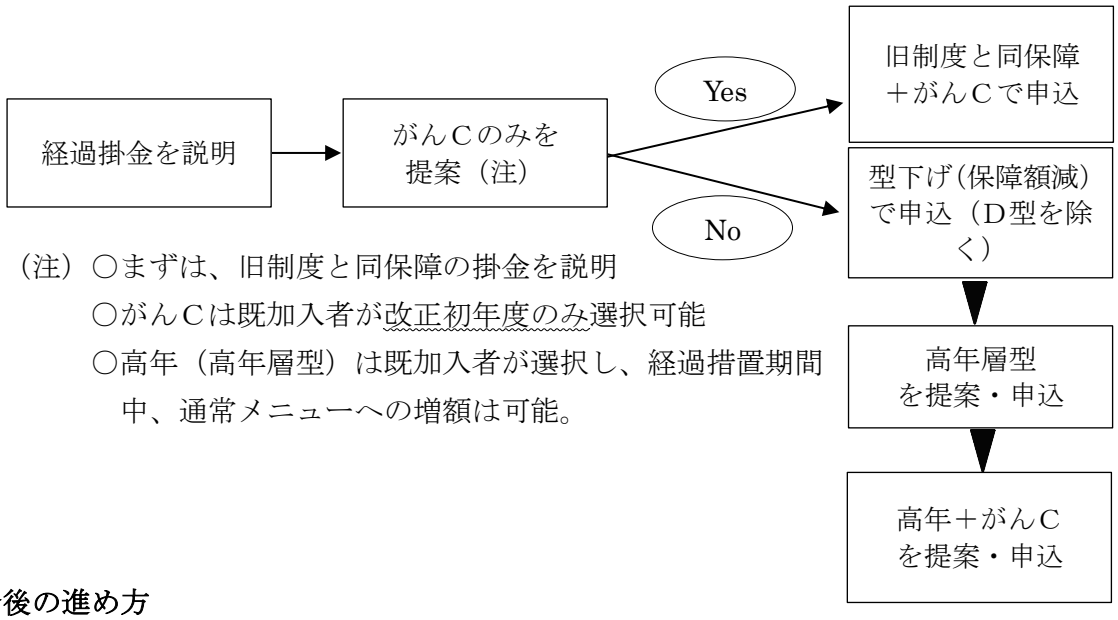

（注）○まずは、旧制度と同保障の掛金を説明
○がんＣは既加入者が改正初年度のみ選択可能
○高年（高年層型）は既加入者が選択し、経過措置期間中、通常メニューへの増額は可能。

４．今後の進め方

（１）自治労本部共済推進方針の組織討議

抜本改正に伴う、自治労本部の「新たな共済推進方針（組織討議案）」は、本年 1 月 28 日（木）に開催された自治労本部第 159 回中央委員会において決定し、組織討議を経て本年 5 月の自治労本部中央委員会において方針決定される予定です。組織討議に関しては、この間、自治労本部からの発文がなく、県本部としても本部の会議において発文を要請してきました。その結果、3 月 15 日でようやく発文がなされましたが、その内容によると自治労本部への意見書の提出が、4 月 9 日（金）となっていることから、各単組における十分な組織討議の時間が確保されていません。今後の取扱いをどうするのかについては、改めて各単組へお知らせすることとなりますが、予め「新たな共済推進方針（組織討議案）」の内、制度改正後の推進に直接関係のある点等を、ここに記載します。

① 大目標

「新規採用時から退職後の老後に至るまで生涯に渡って加入すること、そして組合員全員の加入で助け合うこと」

② 団体生命共済（長期共済・税制適格年金含む）

ア．全単組執行部学習会の実施

イ．執行部全員の個別保障相談と全員加入

ウ．全単組での組合員説明会・個別保障相談会の実施

エ．新規採用者全員加入方針の確立

オ．高年層の保障の見直しと、長期共済への加入促進

カ．青年部、女性部、各評議会・専門部など単組全体の多角的取り組み

キ．年 1 回の継続更改期と年 3 回以上のスポット募集

③ 自治労・退職者団体生命共済

ア．退職予定者に対する個別対応の徹底

イ．退職予定者を対象とした学習会・セミナーの実施

ウ．中堅層や 51 歳以上など年代別の学習会・セミナーの実施

エ．自治労・退職者団生への全員移行

（2）自治労本部共済推進方針に関連して

① 抜本改正後の団体生命共済の目標設定の考え方（本部素案）

当面 5 年後（2026 年度）の保有目標数（対 2019 年度保有件数）≪図表　１２≫

No.	区　分	5 年後の保有目標数	摘　要
1	現在加入率 80%以上の県	1%増	福島の場合、組合員のみの加入率は 75%で、「2」に該当します。本部資料によると 13,490 件（2020 年 10 月時点で 13,324 件、要 166 件増）が目標値となります。新規契約件数の増と共に、解約減が求められます。
2	60～80%の県	3%増	
3	40～60%の県	5%増	
4	40%以下の県	8%増	

② 共済推進単組交付金の拡充≪図表　１３≫

No.	区　分	内　容
1	主な補強策修正点	① 交付基準（前期）の見直し ○現行の交付基準中「全種目加入総口数」「対前年度加入総口数の伸び率」「新規加入単組の基本型加入件数」の 3 つを廃止 ○「全県一律」「団体生命共済加入総口数」「団体生命共済新規件数」の 3 要件に再編
2	前期交付基準（2021 年 6 月～2022 年 5 月の実績に対する交付）	① 全県一律　1,500,000 円 ② 団生加入総口数　0.5 円／口 ③ 団生新規件数　4,000 円／件　⇒内 2,000 円／件を単組に交付 ④ 福島における交付予定額 ○2020 交付額　4,006,700 円 ○交付予定額　6,013,900 円（2,007,200 円の増）

3	後期交付基準（2022 年 6 月～2025 年 5 月の実績に対する交付）	① 全県一律　1,500,000 円 ② 団生加入総口数　0.5 円／口　⇒保障引き下げによる単組財政支援に活用 ③ 団生新規件数　5,000 円／件　⇒内 3,000 円／件を単組に交付

③ 単組事務負荷軽減策

「団生抜本改正　単組事務負荷軽減策について（対応方針案）」に関する意見集約に関しては、2 月 19 日（金）で各単組からの意見を締め切り後述のとおり、14 単組から意見書が提出されました。これらの意見を参考として、県本部意見を作成し 2 月 26 日（金）に共済本部へ提出しましたが、現時点（3 月 5 日）において、本部見解は示されていません。

2 月 16 日に開催された第 5 回県支部事務局長会議資料から、単組事務負荷軽減策に係る今後の進め方について記載します。

≪図表　１４≫

No.	時　期	会議等	内　容	摘要
1	2021 年 3 月 26 日	県支部事務局長会議	対応方針最終案の提案・確認 以下の帳票レイアウトの提案 〇申込書・一覧、画面、その他 ※現行レイアウトをベースとし、団生への個人賠償責任共済の任意付帯など最低限度の対応を予定していることから、意見集約は必須としない。集約する場合には 4 月 30 日までに本部報告を。	
2	4 月以降		システム開発（製造工程）	

（3）今後共済推進本部において作成される予定の資料等

≪図表　１５≫

No.	資料の内容	提供時期
1	抜本改正のポイント（保障内容・掛金） 単組担当役職員用資料（紙ベース＆エクセル）	2021 年 2 月中（未着）
2	単組用学習会資料「制度内容・掛金試算表」（紙ベース） 「きょうさいＮＥＷＳ①（制度骨格案）」のひな形 「Ｑ＆Ａ（組織討議・制度骨格案）」	2021 年 3 月まで
3	募集パンフレット（案） 継続手続き配布用「案内チラシ」 組合員向け各種教宣物 退職者団生教宣物	2021 年 6 月まで
4	「退職者団体生命共済　取扱手順書」	2021 年 8 月
5	パンフレット（清刷り） 「きょうさいＮＥＷＳ②（制度骨格案）」のひな形 （6 月発効）継続加入申込書封入チラシ	2021 年 9 月まで
6	経過措置期間の掛金推移が分かる契約者向け資料	2021 年 9 月以降
7	「じちろう団体生命共済　取扱要領等」	2021 年 11 月

（4）会計年度任用職員に係る共済推進方針

会計年度任用職員に係る共済推進方針については、2020 年 3 月 3 日に開催した県本部第 3 回共済推進委員会において決定し、同日開催された共済推進単代会議において説明を行っています。

県本部の会計年度任用職員の共済推進取り組み方針≪図表　１６≫

１．組合加入と同時に、総合共済基本型に全員が加入するよう進める。
２．任用・勤務形態を問わずメリットを実感できる「じちろうマイカー共済」を入口に推進をはかる。
３．任用・勤務形態を問わず、新総合医療共済と新せいめい共済がセットになった個人長期生命共済（掛金一律型）である「シンプルパック」を推進する。なお、会計年度任用職員については、共済本部と協議のうえ、団体生命共済の「組織加入率の算出基礎」から除外するものとする。

その後、本部作成の「抜本改正について（組織討議・補強修正案）」の中で、「小口型（仮称）」を新設し推進することが提起されました。

本部の会計年度任用職員の共済推進方針≪図表　１７≫

【 推進方針 】
○ 受け皿制度はこれまで個別に設計していましたが、小口型（仮称）を新設し、標準的なメニューとして取組みを進めていきます。
○ 受け皿制度の検討にあたっては、自治労共済本部と自治労本部関係部局・評議会等でメニューの内容・取り組み計画・取り組み目標等を協議し、自治労本部共済推進委員会で確認します。
○ 県本部、県支部は自治労本部共済推進委員会が設定したメニューと取り組み計画に基づいて加入拡大の取り組みを強化します。

新設される小口型（仮称）の概要≪図表　１８≫

（1）保障内容
「基本契約 300 万円・病気入院 3,000 円」となります。保障内容は全国統一メニュー「若年層型」と同じですが、加入年齢は 18 歳～60 歳となります。61 歳～65 歳は既加入額を限度に一般組合員と同じメニューで継続可能です。

（2）加入年齢・掛金額

年齢層	男性	女性
18 歳～35 歳	1,328 円	1,520 円
36 歳～40 歳	1,494 円	1,810 円
41 歳～45 歳	1,828 円	2,008 円
46 歳～50 歳	2,264 円	2,164 円
51 歳～55 歳	2,956 円	2,506 円
56 歳～60 歳	3,924 円	2,906 円

（３）長期共済と家族の保障

① 長期共済・税制適格年金

長期共済、税制適格年金への加入が可能です。

② 配偶者・子どもの加入

小口型（仮称）に、配偶者型（死亡 300 万円＋医療 3000 円）と子ども型（死亡 200 万円＋医療 2000 円）のメニューを設定し、家族の加入が可能です。また、子ども満期プラン（子ども団体生命加入が必要）の加入も可能です。

（４）退職後の保障

① 自治労・退職者団体生命共済の継続加入

小口型（仮称）に加入していた組合員（在職者）は、自治労共済生協の「退職組合員の承認基準（※）」を満たす場合に、自治労・退職者団体生命共済に継続加入できます。また、組合員が加入すれば配偶者・子どもも自治労・退職者団体生命共済に継続加入することができます。

※「退職組合員の承認基準」

満 50 歳以上または 25 年以上勤続して退職した者であって、当該退職した日に組合員であり、かつ、退職日以前に事業利用していた場合について、事業が利用できる。

② 自治労・退職者団体生命共済に継続加入できない場合

退職組合員の承認基準を満たさずに退職せざるを得ない場合は、シンプルパックに無審査移行することが可能です。その場合には、小口型（仮称）に 24 ヶ月以上加入していることが必要です。

（５）その他

小口型（仮称）は、共済管理上の団体として一般組合員の団体生命共済メニューと区分して管理することが必要となります。小口型（仮称）のメニュー表は、今後、明らかにしていきます。

なお、現行制度の小口型団生加入者は、全国統一メニューの範囲で、同じ保障額で新制度に移行できることを可能とします。

【　自治労組織化課題への対応　】

（１）会計年度任用職員メニュー

①「一般の組合員と同じメニュー」で推進することを基本とし、賃金水準や任用状況などにより取り組みが困難な場合には、小口型（仮称）を取り組むこととします。

②「一般の組合員と同じメニュー」とは最低保障額「生命 600 万円＋医療 3,000 円」以上のことを言います。制度改正前において、会計年度任用職員の共済取り扱い方針に基づいて、一般の組合員メニューとは異なる会計年度任用職員用メニューを設定している場合は、制度改正後も引き続きその取り扱いを可能とします。

＜会計年度任用職員の共済取扱い方針＞

	現　行	制度改正後
基本方針	①一般の組合員と同じメニューで推進することを基本 ②取り組みが困難な場合はシンプルパックを取組むことも可能	①一般の組合員と同じメニューで推進することを基本 ②取り組みが困難な場合は小口型（仮称）を取り組むことも可能
シンプルパックの取扱い	賃金水準や任用の状況などにより、団体生命共済の加入が困難と判断される会計年度任用職員の組合員が選択可能	現職組合員の取り扱いは行わず、団体生命共済に 24 ヶ月以上加入した方が無審査移行できる制度として存続
取扱期間	2020 年 4 月 1 日～2022 年制度改正後の各県発効月まで。	2022 年制度改正後の各県発効月から取り扱開始。

（２）臨職非常勤等職員メニュー

小口型（仮称）メニューの取り組みを進めます。

（３）公共民間職場組合員向けメニュー

① 一般の組合員と同じメニューで推進することを基本とします。

② 賃金水準や雇用状況等により困難な場合、小口型（仮称）メニューを取り組みます。

（４）全国一般・統一団生の切り替えメニュー

① 65 歳までの切り替え対象者

小口型（仮称）メニューへの切替えを推進します。

② 65 歳以上の切り替え対象者

「自治労・退職者団体生命」に無審査移行することを基本とします。

（５）新たな掛金収納法の検討

上記加入者で単組のチェックオフが困難な場合には、口座振替収納を適用できるように進めていきます。

以上が補強修正案における「会計年度任用職員の共済推進方針」の内容ですが、現時点（3 月 5 日）では、これが最新の情報となっています（補強修正案以降、進展はありません）。

今後、本部からの新たな情報を基に、県本部の共済推進方針の策定過程において議論を進めていきたいと思います。

（5）「組織討議案」に係る意見集約

「団生抜本改正に伴う福島県本部募集メニュー（組織討議案）」の組織討議については、既に3月1日付けで発文済です。意見書の提出期限は『4月30日（金）』となっていますので、単組における活発なご議論と、意見書の提出をお願いします。

なお、組織討議の意見書様式を始め、本日配付した資料については、全て県本部ホームページへ掲載していますので、ご確認を願います。

（6）今後の日程

≪図表　１９≫

時　期	自治労・共済本部	県本部・県支部	総支部	単　組
2月		■（25日成立）県本部臨時大会 ①県本部募集メニュー組織討議案決定 ■（26日）県本部募集メニュー第一次報告		
3月	■（26日）第6回事務局長会議		総支部毎の単組担当役職員向け説明会 ①県本部募集メニュー等組織討議案	県本部募集メニュー組織討議
4月	■（下）共済推進県代会議 ①最終意見集約 ②認可内容に基づく制度改正案の最終確認	県本部募集メニューへの意見集約・修正作業		
5月～6月	■ブロック別共済推進県本部・県支部合同会議 ①新制度の詳細内容に関する周知、意見交換 ②各県のメニュー内容確認			
6月	■（末）システム改正完了・申込書作成開始	■（中）県本部執行委員会 ①県本部募集メニューの本部提出について承認 ■（末）県本部募集メニュー最終報告		
7月	共済本部⇔県本部　協定書締結	■（中）県本部中央委員会 ①県本部募集メニュー等決定 ②新制度による推進方針組織討議案決定（がん保険の対応を含む）	総支部毎の単組担当役職員向け説明会 ①新制度による推進方針組織討議案	共済本部⇔県本部の協定書締結に係る委任状提出 新制度による推進方針組織討議
8月				

9 月				
10 月		■（中）県本部定期大会 ①新制度による推進方針決定（がん保険の対応を含む）		
11 月				組合員への新制度説明会
12 月	■（末）システム改正完了			
2022 年 1 月	■6 月発効の申込書作成開始			
2 月				
3 月				
4 月				
5 月				
6 月	■新制度・契約発効			新制度による募集開始
7 月				
8 月				
9 月				
10 月		■（1 日）新制度による契約発効		

Ⅳ　その他参考資料

1－（1）制度骨格案に係る県本部意見と自治労本部見解

※　45 県本部（社保労含む）、約 680 項目にわたる意見が提出され、これらの意見を趣旨の範囲でグルーピング、表現修正等を行っているので、提出した意見の文言と異なっている箇所があります。

≪図表　２０≫

No.	意見内容	自治労本部の見解	摘要
１．全員加入により生涯に渡り組合員と家族を助けあう制度とする基本的考え方について			
①	（記載なし）		
２．男女別・年齢群団別掛金体系への変更について			
①	男女別･年齢群団別掛金体系への変更は、制度の公平性・健全性・持続性の確保のためには、やむを得ないものであり、一定の理解はできる。	ご理解、ありがとうございます。	
３．掛金引き上げの抑制策としての経過措置について			
①	（記載なし）		
４．自治労・退職者団体生命共済の新設による生涯に渡る保障体系の構築について			
①	掛金の払込み方法について、年払いだけでなく月払いの検討を引き続き要望する。	付加掛金を抑制し、退職者団体生命共済の掛金優位性確保につなげるためには、金融機関に支払う口座振替手数料が少ない年払いで制度を発足することを判断しました。しかしながら、組合員の要望も多いと思いますので、今後の研究、検討課題とさせていただきます。	
５．医療保障の充実（がん保障特約の拡充・付帯選択や先進医療特約の付帯）について			
①	（記載なし）		

６．全国統一メニュー体系の実現について			
①	（記載なし）		
７．制度実施時期について			
①	現行計画どおりの時期を支持します。	ご理解、ありがとうございます。	
８．その他、今後のじちろう共済の加入拡大に向けたご意見など			
①	シンプルで執行部が理解し、説明しやすい制度設計を要望する。	ご意見の通り、執行部が理解しやすい、シンプルな制度設計をめざしていきます。	
②	各種ツールの作成を求める。	現状、①県本部メニュー検討用の試算ツール、②若年層型・既契約者対応のための試算ツール、③新旧掛金比較ツールを提供させていただいています。各種ツールについては、今後も充実させていきたいと考えますのでよろしくお願いいたします。	
③	わかりやすい教宣物の作成を求める。	分かりやすい教宣物の作成に努めてまいります。	
④	事務負荷が最大限軽減される仕組みを早急に示すよう要望する。	早急にお示しできるよう努力を重ねてまいります。	

１－（２）他県本部の特徴的な意見と本部見解

≪図表　２１≫

No.	意見内容	自治労本部の見解	摘要
１．全員加入により障害に渡り組合員と家族を助けあう制度とする基本的考え方について			
①	全員加入により、生涯にわたり組合員と家族を助け合う制度とする考え方は理解・賛同する。しかしながら、現行の契約者に負担増を強いる本改正は助け合う制度とする基本的考え方に沿うものとは理解しがたい。	掛金負担の公平性・制度の持続性・事業の健全性を確保することで、加入の偏在と長期に渡る加入減少を克服し、自治労全体での全員加入をめざすことができるものと考え、抜本改正案を提起しました。負担をお願いする既加入者の方々には、経過措置の設定などの追加対策を行い、制度改正にご理解いただけるよう、分かりやすい資料の豊富化等の取り組みを進めていきます。	
②	この基本的考え方は当然のことであり理解できるが、これまで言われ続け単組役員が推進してきた「世代を超えた助け合いの精神とそれに基づく一律掛金こそが共済」という考え方が嘘になりかねない。あらためて自治労の、共済の助け合いとは何かを明確にしてほしい。	推進方針については、本日の共済推進県本部代表者会議で「組織討議案の素案」を提起します。ご意見を受け止め、今後の組織討議案提起に向けて引き続き検討を進めます。	
２．男女別・年齢群団別掛金体系への変更について			
①	新入組合員の利用状況は、前回の制度改正により 2008 年から若年層型が導入されたことにより、若干改善されたと感じますが、まだまだ厳しい状況にあります。また、今回の組織討議の意見集約では、今後、新たに団体生命共済を利用する組合員にとっては、新たな掛金体系の方が、より公平なものとして理解が得られるのではないかとの意見もあったところです。現在の利用状況を見たときに、新入組合員の利用を拡大しなければ事業の持続も厳しくなると危惧されるため、掛金体系の変更はやむを得ないと考えます。	ご理解、ありがとうございます。	
②	「高齢層の大幅な料金上昇解消には、最終的には型下げしか選択肢がないこと」	高齢層の組合員には、経過措置を組合わせたメニューを提示することで、可能な限り掛金抑制対策	

	「若年層の掛金を引き下げても、保険ニーズなどから引き下げが若年層の加入促進の特効薬とはならないこと」「自治労の運動方針のみならず他の職域団生においても導入例が少ない中、自治労が率先して男女別を導入する理由が希薄なこと」から賛同・承服できない。	をはかり、新設・改善される保障のメリットをお知らせしながら、丁寧なご説明に向け努力したいと考えます。若年層は掛金を引き下げただけでは加入促進の特効薬とならないというご意見は、その通りであると認識しています。制度の優位性・加入に結び付ける組織力量・組合員に情報を届ける工夫に加え、若年層組合員の加入動機が喚起されるような推進方法・ツールについて検討を重ねます。 他の職域における導入例が少ない掛金体系を提起した要因の一つには、年々競争が激化しているグループ保険への対策があります。現行のじちろう団体生命共済との掛金較差が大きい若年層に集中した営業展開などにより、加入数の減少だけでなく加入の偏りもますます大きくなる傾向にあり、抜本的対策が必要と考え、改正案を提起しました。	
③	若年層の入庁時の加入率が下がっているのは、入庁時（独身時）には生命保険加入自体の必要性を感じていない、もしくは親に掛金をかけてもらって加入しているという実態であり、民間生保よりも掛金が高いからではないと考えている。掛け金が高いから若年層が加入しないという声はほとんど聞こえてこない。	若年層組合員が生命保障に対する加入の必要性を重視されないことは、年齢や健康状態の傾向からご意見の通りであると考えます。制度の優位性・加入に結び付ける組織力量・組合員に情報を届ける工夫に加え、若年層組合員の加入動機が喚起されるような推進方法・ツールについて検討を重ねます。	
３．掛金引き上げの抑制策としての経過措置について			
①	「経過措置や保障減額によらない」掛金引き下げ抑制策が提案されなかったことは極めて遺憾である。制度骨格案で示された激変緩和措置は、単組役員・書記が容易に説明できない複雑な内容であり、現場に混乱や不信感を生じさせる恐れがある。また、基本契約・経過掛金については、毎年の掛金引き上げのために、解約や脱退への対策を複数年にわたり行う必要が生じ、結果的に、経過措置がない場合よりも解約や脱退が増えることも懸念される。 また、自治労共済をメイン(唯一)の保障として利用している高年層組合員はこれ以上保障を減額できないケースも多く、掛金引き上げの打撃は大きい。	抜本改正のコンセプトは、掛金と給付のバランスの見直しによる公平性・健全性・持続性の確保であり、それにともなう男性 51～60 歳の激変緩和策は必須であると考えます。組織討議・制度骨格案は、改正事業規約の範囲内で、最大限の努力をした結果としてお示ししております。 激変緩和措置により複雑になったとのご指摘の点につきましては、組合員への説明資料の充実や事務システムの改善による単組事務軽減策を実行していきたいと考えます。 高齢層組合員には、制度改正の年だけではなく、新設・改善される保障のメリットをお知らせする資料を豊富化する等、丁寧なご説明に向け努力を続けたいと考えます。	
４．自治労・退職者団体生命共済の新設による生涯に渡る保障体系の構築について			
①	現行の退職後共済による医療保障の提供は、概念の複雑さ、移行時の制度説明や税務相談等で非常に煩雑さを伴うものでした。新設される自治労・退職者団体生命共済は、最長で 85 歳までの継続加入・保障内容においても「医療保障充実型」と「病気入院付帯型」の２種類を有することから支持します。	ご理解、ありがとうございます。	
②	これまで、退職者は、長期共済で積み立てた資金を活用して退職後の定期医療を選択できることで大きな安心感を得ていた。しかしながら、新設の自治労・退職	在職中の団体生命共済と同様に、自治労のスケールメリットを生かした自治労・退職者団体生命共済は、個人制度を受け皿とする退職後共済の定期保障（医療・遺族）と比較すると、保障内容、掛	

	者団体生命共済では、退職後、手持ち資金で身銭を切って掛金を掛けなければならず、退職後の収入が不安定な状況から、不安に感じる組合員が多くなるのではないかと思われる。	金水準とも、優位な制度と言えます。セカンドライフにおける収入と備えに対する分かりやすい資料を充実させる等の方法で、退職者が安心して自治労・退職者団体生命共済をご利用いただけるよう努力していきます。	
５．医療保障の充実（がん保障特約の拡充・付帯選択や先進医療特約の付帯）について			
①	（特になし）		
６．全国統一メニュー体系の実現について			
①	全国統一メニューによるコスト削減や利便性の向上は望ましい。また、県別メニューの設定に一定程度の余地を残していることも評価する。 ただし、総合共済基本型等の型セット廃止は、推進・事務のいずれの面からもマイナス影響となることが懸念されるため反対であるが、仮に全国統一メニューを実現する上でどうしても必要な措置であれば、推進・事務面でのマイナス影響が出ないような対応を強く求める。	ご意見の通り、推進・事務面でのマイナス影響が出ないような対応策を引き続き検討してまいります。	
７．制度実施時期について			
①	（特になし）		
８．その他、今後のじちろう共済の加入拡大に向けたご意見など			
①	（特になし）		

２．単組事務負荷軽減策に対する県本部意見

※　2 月 19 日（金）で意見を締め切ったところ、14 単組から意見書が提出されました。これらの意見を参考として、以下の通り県本部意見を作成し 2 月 26 日（金）に共済本部へ提出しました。なお、この意見に対する本部見解は現時点（3 月 5 日）においては示されていません。

≪図表　２２≫

No.	意見内容
1	申込受付事務について
	① 本県の場合、二段階・型セット方式を採用しており、今回から医療選択方式へ変更となることから、組合員がより多くの組み合わせの中から、比較・検討することが必要となっている。毎年共済担当者が変更となる単組もある中で、単組事務負荷の軽減策として最も重要なのは、組合員自らがスマートフォンにより簡単に掛金試算・比較ができることであると考える。スマートフォン版の入出力画面を早期に提示願いたい。
	② また、スマートフォン等で組合員が試算したデータが保存できるようにするとともに、共済担当者が別端末で組合員から依頼のあった保存データを呼び出し、申込書として出力できる（補償内容の変更もできる）ようなシステムの構築を願いたい。また、電子署名による契約締結が可能となるようなシステムを検討すること。
	③ 職域 web 未導入単組については、ホームページ利用を基本とするとのことであるが、利用方法等について分かりやすい資料作成を願いたい。また、各単組に対する充分な説明時間が確保できるように配慮すること。
	④ 特に制度の切り替え時や、経過掛金の期間中、掛金が変更となる際に契約者が変更内容・理由等を理解できるように、申込書同封資料等について工夫すること。
	⑤ 制度切り替え時の募集の際には、申込書に「おすすめプラン」（現契約をもとに抽出）として型・コース・掛金に保障額も含めて印字した申込書をもって申込受付事務を行えるようにすること。また、記載する「おすすめプラン」は、Ⓐ「現掛金と同額パターン」、Ⓑ「現保障と同保障パターン」

	など複数記載すること。
	⑥ 申込書のやり取りについては、本部と契約者間の直送（単組を経由しないこと）を基本とすること。
	⑦ 単組へ、ＨＰや制度の説明など関連したツールが設定されたタブレットを必要台数分貸与すること。
2	掛金収納事務について
	① 当月掛金額（送金額）の県支部報告について、総括票のみによる報告となる事については、評価します。
	② 単組 web でも、単組加入者の掛金一覧や月毎の単組掛金一覧と詳細が閲覧できることや、長期共済、税制適格年金の解約返戻金の計算ができるなど、使い勝手を良くすること。
	③ 単組で掛金の差異をチェックできるよう、掛金データについては、本部のデータを毎月、単組共済担当へ EXCEL で早めに提供すること。
3	退職者団生事務について
	① 退職予定者説明会等において、将来（退職者団生）の年払い掛金額が提示できるように、分かりやすいパンフレット等の作成を願いたい。
	② 「移行後の継続加入などの事務は本部が担う」としているが、長期共済・退職後共済やマイカー共済と同じように単組に問い合わせる退職者が多いのが現実。これをいかに少なくするかが重要である。退職者（高齢者）が見て、理解しやすい内容で、問合せ先も一目で分かるような工夫が必要。各種通知文等のひな形を提示願いたい。
	③ 単組に問い合わせがきた時に、「単組は関係ないので、本部に問い合わせて」とは言えない。職域 WEB で単組が契約内容・保障内容を見ることができれば、一定の説明を含め、本部窓口を案内・連携できる。
	④ 既加入者に対する新制度の案内や申込み書類については、本部から既加入者へ直送願いたい（提出先も本部へ直送を基本とされたい）。
	⑤ 制度切り替え時の募集の際には、申込書に「おすすめプラン」（現契約をもとに抽出）として型・コース・掛金に保障額も含めて印字した申込書をもって申込受付事務を行えるようにすること。また、記載する「おすすめプラン」は、Ⓐ「現掛金と同額パターン」、Ⓑ「現保障と同保障パターン」など複数記載すること。
4	その他、事務全般について
	① 「別途検討」「検討中」の項目が多い。早期の提示と改めての意見集約が必要。
	② （マイカー共済等も含めて）県支部・単組担当役職員が１つのシステムで全て確認・処理できるように願いたい。
	③ 共済担当者が毎年変更となる単組もある。できるだけ専門用語を排除し、表現や文言等に配慮した分かりやすいマニュアル等の作成を願いたい。
	④ 制度切り替え時の継続募集用に、団体生命共済単独のパンフレットを作成願いたい。また、年齢群団別、性別の掛金表を表示する際には、それぞれ最低掛金を強調表示するなど、組合員が検討しやすくなるように工夫すること。

Ⅴ　意見交換